

眞壽堂内 浄土真宗本願寺派弘教寺 永代納骨堂『眞壽堂』管理規約

第1条 (目的)

浄土真宗本願寺派弘教寺 永代納骨堂 眞壽堂(以下、眞壽堂という)は 浄土真宗のみ教えを慶び、かつ眞壽堂のへの納骨を希望し、所定の手続きを完了したる方に納骨の場を供することを目的とします。

第2条 (管理)

眞壽堂の管理は浄土真宗本願寺派弘教寺(以下、当寺という)がこれを行います。

第3条 (納骨承諾書の交付)

- 1.眞壽堂使用希望者は、当寺所定の眞壽堂納骨申込書及び埋(改)葬許可証に永代納骨懇志を添えて納骨の許可を申請し、納骨承諾書の交付を受けて下さい。
- 2.納骨申込書の記載事項に変更があった時は速やかに届け出て下さい。

第4条 (安置棚の使用)

眞壽堂内安置棚には、一定の骨壺に納められた御遺骨のみ収納するものとします。御遺骨の安置場所は当寺で決めさせて頂きます。御遺骨の安置期間は原則としてお預かりしてより17年間とし、その後、御骨壺から御遺骨を取り出し眞壽堂台座部に合祀(ごうし)致します。

尚、御遺骨の紛失等を防ぐため眞壽堂は常時施錠しており、御遺骨返還時以外は開錠して眞壽堂内安置棚をご覧頂くことは出来ません。

第5条 (記名石板制作)

ご希望により、記名石板に「御法名・故人御名前・ご命日・行年齢」をお刻みし(年2回 6月と12月に刻名・製作します)、記名石板台に貼付致します。

第6条 (永代法要)

当寺は納骨手続き終了後、永代にわたり御盆(7月18日)・春秋彼岸(3月18日、9月18日)の法要(年3回)を行います。(何れも午後3時20分より、眞壽堂 墓前にて)

第7条 (納骨資格の喪失)

次の各項に該当する行為の認められた場合は納骨承諾を取り消します。

1. 承諾書名義人が眞壽堂納骨の権利を第三者に譲渡又は転貸したとき
2. 納骨している他者に迷惑を及ぼす行為のあったとき

第8条 (不可抗力による事故の責任)

天災地変等の不可抗力による損害に対しては当寺はその責任を負いかねます。

第9条 (規則の改正)

墓地埋葬等に関する法令等が改正された場合、本規約を改正することがあります。

第10条 (規則に定めのない事項)

本規約に定めのない事項については、その都度協議して善処することとします。

納骨時のご用意…御遺骨、埋葬許可証、仏花(花束)一対、線香、御供え(お気持ちで)

浄土真宗本願寺派弘教寺 眞壽堂 納骨申込書

令和 年 月 日

弘教寺 殿

申込者 故人の() 印

私は此度、永代納骨堂 眞壽堂への納骨を希望し、管理規約にも同意致しましたので下記の通り申し込みます。

[illegible]